

令和7年広陵町「二十歳のつどい」協賛事業者 募集要項

趣 旨

この事業は、町内事業者の協力のもと、広陵町に縁のある若者が二十歳となる機会を祝い、本町の魅力を実感・再発見してもらうことを目的とし、式典にて参加者へ配付する記念品（お祝い品）を無償提供していただける協賛事業者を募集するもの

1 応募要件

- (1) 広陵町内に事業所（本店・支店を問わない。）がある法人、その他の団体及び個人事業主であって、町税等の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (3) 期限（令和6年12月25日（水））までに400セットを納品できること。

2 募集対象行事の概要

- (1) 名 称：令和7年広陵町「二十歳のつどい」
- (2) 日 時：令和7年1月13日（月・祝）
第1部 午前10時から
第2部 午後2時から
- (3) 場 所：広陵中央公民館 かぐや姫ホール
- (4) 参加者数：約400人（第1部と第2部の合計）
- (5) 対 象 者：令和6年度に二十歳を迎える方
（※平成16年4月2日から平成17年4月1日までの間に誕生日を迎える方で、広陵町在住又は出身の人）
- (6) 主 催：広陵町・広陵町教育委員会

3 募集内容

令和7年広陵町「二十歳のつどい」参加者全員への記念品（お祝い品）を無償提供していただける事業者様を募集します。

4 協賛事業者のメリット

- (1) 自社商品や事業者名の認知度向上が期待できます。また、式典「二十歳のつどい」での配付資料に、提供いただいた記念品及び事業者名を掲載するとともに、町ホームページに記念品（お祝い品）の写真と事業者名を掲載するほか、式典でも紹介します。
- (2) 参加者が記念品（お祝い品）を日常的に利活用することで、参加者だけでなく周囲の方々にも認知され自社商品の今後の販路（利用者）拡大が期待できます。

5 記念品（お祝い品）について

物品（調理を必要とする食材も含む）を基本としますが、飲食店で使用できる無料及び割引チケット等も可とします。また、商品の性質上、サイズ選択が必要な場合であり、店舗での受け渡しが見たい商品につきましては、引換券での納品も可とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する記念品（お祝い品）は、お受けできません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人の名刺広告の掲載があるもの（個人事業主に係る事業に関するものを除く。）
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広陵町が記念品（お祝い品）として不相当であると認めるもの

6 応募方法

下記により、必要書類を提出していただきます（郵送可）。

- (1) 応募締切：令和6年11月30日（土）
- (2) 応募先：〒635-0821 広陵町大字笠382番地1
広陵町教育委員会事務局 教育振興部 生涯学習課（中央公民館内）
- (3) 受付時間：午前9時から午後5時まで（中央公民館休館日を除く。）
- (4) 提出書類：

ア 別紙 令和7年広陵町「二十歳のつどい」記念品（お祝い品）提供届

イ 記念品（お祝い品）のサンプル又は写真

※後日、町ホームページ掲載用の画像データを提出いただきます。

7 スケジュール

- (1) 応募締切：令和6年11月30日（土）
- (2) 納品期限：令和6年12月25日（水）

8 協賛事業者が多数の場合

提供いただける全ての記念品（お祝い品）をお受けいたしますが、参加者の持ち帰りに支障をきたすおそれがある場合は、別途協議させていただきます。

9 問い合わせ先

広陵町教育委員会事務局 教育振興部 生涯学習課（中央公民館内）

T E L：0745-55-1181

Eメール：shoubunka@town.nara-koryo.lg.jp